



報道関係者各位

平成30年12月25日

【照会先】

徳島労働局職業安定部職業対策課

課 長 阿部 正治

課 長 補 佐 佐藤 正

地方障害者雇用担当官 森野 雅行

電話番号 088-611-5387

平成30年 公的機関等の障害者任免状況通報書の集計結果

徳島労働局（局長 鈴木麻里子）は、徳島県内の公的機関等における、平成30年の「障害者任免状況通報書」の集計結果を取りまとめたので、公表します。

障害者の雇用の促進等に関する法律では、事業主に対し、常時雇用する従業員の一定割合以上の障害者を雇うことを義務付けています。

今回の集計結果は、同法に基づく平成30年6月1日現在の身体障害者、知的障害者及び精神障害者の雇用状況について、障害者の雇用義務がある公的機関等に報告を求め、集計したものです。

【集計結果の主なポイント】

＜公的機関等＞（法定雇用率2.5%、県などの教育委員会は2.4%）

○徳島県知事部局、企業局、病院局、警察本部、地方独立行政法人は、実雇用率及び雇用障害者数で前年を上回り、雇用率を達成。

○徳島県教育委員会は、実雇用率及び雇用障害者数で前年を上回ったが、雇用率未達成。

○徳島市教育委員会は、実雇用率及び雇用障害者数で前年を上回り、雇用率を達成。

○市町村は、実雇用率及び雇用障害者数で前年を上回ったが、雇用率の達成割合は対前年を下回った（65.6%）。

○国立大学法人は、実雇用率及び雇用障害者数で前年を上回り、雇用率を達成。

- ・ 県 : 実雇用率 2.82%(2.63%)、雇用障害者数 106.5人(99.5人)
- ・ 市 町 村 : 実雇用率 2.31%(2.12%)、雇用障害者数 196.5人(181.5人)
- ・ 教 育 委 員 会 : 実雇用率 2.19%(2.08%)、雇用障害者数 119.0人(114.5人)
- ・ 独立行政法人 : 実雇用率 2.59%(2.37%)、雇用障害者数 77.0人(71.0人)

※()内は前年の値

※平成25年6月に成立した改正障害者雇用促進法により、平成30年4月1日から精神障害者が法定雇用率の算定の基礎の対象となり、公的機関における法定雇用率は2.5%に、更に3年を経過するより前に0.1%引き上げられ、2.6%になることが決定しています。

障害者任免状況通報書の集計結果（公的機関等概要）

1 公的機関等における在職状況

（１）県 の 機 関（法定雇用率2.5％）

- ・ 県の機関に在職している障害者の数は106.5人、実雇用率は2.82％と前年に比べ0.19ポイント上昇した。4機関全ての機関が達成した。

【未達成機関】

（知事部局）

なし

（その他）

なし

（２）市 町 村 の 機 関（法定雇用率2.5％）

- ・ 市町村の機関に在職している障害者の数は196.5人、実雇用率は2.31％と前年に比べ0.19ポイント上昇した。32機関中21機関が達成した。

【未達成機関】

（市町村）

徳島市病院局、鳴門市、小松島市、阿南市、三好市、上勝町、那賀町、牟岐町、つるぎ町

（市町村教育委員会）

阿南市教育委員会、石井町教育委員会

（３）県等の教育委員会（法定雇用率2.4％）

- ・ 県等の教育委員会に在職している障害者の数は119.0人、実雇用率は2.19％と前年に比べ0.11ポイント上昇した。2機関中1機関が達成した。

【未達成の教育委員会】

徳島県教育委員会

（４）独 立 行 政 法 人（法定雇用率2.5％）

- ・ 独立行政法人に在職している障害者の数は77.0人、実雇用率は2.59％と前年に比べ、0.22ポイント上昇した。3機関全ての機関が達成した。

【未達成機関】

（国立大学法人）

なし

（地方独立行政法人）

なし

～平成30年「公的機関等の障害者任免状況通報書」集計結果 資料～

平成30年12月25日

【照会先】

徳島労働局職業安定部職業対策課

課 長 阿 部 正 治

課 長 輔 佐 佐 藤 正

障害者雇用担当官 森 野 雅 行

電話番号 088-611-5387

【目次】

1 平成30年6月1日現在における障害者の雇用状況（総括表）・・・ 1

2 公的機関等における在職状況

- (1) 県の機関（法定雇用率2.5%）・・・ 2
- (2) 市町村の機関（法定雇用率2.5%）・・・ 3
- (3) 県等の教育委員会（法定雇用率2.4%）・・・ 4
- (4) 独立行政法人（法定雇用率2.5%）・・・ 5

3 公的機関等の各機関の状況

- (1) 県の機関の状況（法定雇用率2.5%）・・・ 6
- (2) 市町村の機関の状況（法定雇用率2.5%）・・・ 7
- (3) 県等の教育委員会の状況（法定雇用率2.4%）・・・ 8
- (4) 独立行政法人の状況（法定雇用率2.5%）・・・ 9

平成30年6月1日現在における障害者の雇用状況（総括表）

1 地方公共団体における在職状況

(1) 県の機関（法定雇用率2.5％）

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 法定雇用率達成機関の数 / 機関数	⑤ 達成割合
計	3,776.5 人 (3,789.0 人)	106.5 人 (99.5 人)	2.82 % (2.63 %)	4 / 4 (4 / 4)	100.0 % (100.0 %)
知事部局	2,882.0 人 (2,889.0 人)	80.0 人 (77.0 人)	2.78 % (2.67 %)	1 / 1 (1 / 1)	100.0 % (100.0 %)
その他の 県 機 関	894.5 人 (900.0 人)	26.5 人 (22.5 人)	2.96 % (2.50 %)	3 / 3 (3 / 3)	100.0 % (100.0 %)

(2) 市町村の機関（法定雇用率2.5％）

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 法定雇用率達成機関の数 / 機関数	⑤ 達成割合
市町村の機関	8,508.0 人 (8,556.5 人)	196.5 人 (181.5 人)	2.31 % (2.12 %)	21 / 32 (21 / 31)	65.6 % (67.7 %)

(3) 県等の教育委員会（法定雇用率2.4％）

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 法定雇用率達成機関の数 / 機関数	⑤ 達成割合
計	5,424.5 人 (5,502.5 人)	119.0 人 (114.5 人)	2.19 % (2.08 %)	1 / 2 (1 / 2)	50.0 % (50.0 %)
徳島県 教育委員会	4,930.5 人 (5,003.5 人)	107.0 人 (104.0 人)	2.17 % (2.08 %)	0 / 1 (0 / 1)	0.0 % (0.0 %)
徳島市 教育委員会	494.0 人 (499.0 人)	12.0 人 (10.5 人)	2.43 % (2.10 %)	1 / 1 (1 / 1)	100.0 % (100.0 %)

(4) 独立行政法人における雇用状況（法定雇用率2.5％）

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 法定雇用率達成機関の数 / 機関数	⑤ 達成割合
国立大学法人 地方独立行政法人	2,973.0 人 (3,002.0 人)	77.0 人 (71.0 人)	2.59 % (2.37 %)	3 / 3 (3 / 3)	100.0 % (100.0 %)

- 注 1 1の各表の①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数」とは、常用労働者総数から除外率相当数（身体障害者及び知的障害者が就業することが困難であると認められる職種が相当の割合を占める業種について定められた率を乗じて得た数）を除いた労働者数である。
- 2 2の(1)から(3)の各表の①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数（旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数）を除いた職員数である。
- 3 各表の②欄の「障害者の数」とは、身体障害者、知的障害者及び精神障害者の計であり、短時間労働者以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントを行い、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者については法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。
- 4 法定雇用率2.4％が適用される機関とは、都道府県の教育委員会及び一定の市町村の教育委員会である。
- 5 ()内は平成29年6月1日現在の数値である。(法定雇用率2.3％)
なお、精神障害者は平成18年4月1日から実雇用率に算定されており、平成30年度から雇用義務化となった。

2 公的機関等における在職状況

(1) 県の機関（法定雇用率2. 5%）

① 概況

区分	① 機関数	② 法定雇用障害 者数の算定の 基礎となる職員 数	③ 障害者の数						④ 実雇用率 E÷②×100	⑤ 法定雇用 率達成機 関の数	⑥ 法定雇用率 達成機関の 割合
			A. 重度身体 障害者及び 重度知的障 害者	B. 重度身体 障害者及び 重度知的障 害者である短 時間勤務職 員	C. 重度以外 の身体障害 者、知的障害 者及び精神 障害者	D. 重度以外 身体障害者 及び知的障 害者並びに 精神障害者 である短時間 勤務職員	E. 計 A×2+B+C +D×0.5	F. うち新規雇 用分			
計	機関 4 (4)	人 3,776.5 (3,789.0)	人 24 (21)	人 0 (0)	人 58 (57)	人 1 (1)	人 106.5 (99.5)	人 0.0 (2.5)	% 2.82 (2.63)	機関 4 (4)	% 100.0 (100.0)

② 障害種別在職状況

区分	① 障害者の 数	②身体障害者の数						③知的障害者の数						④精神障害者の数			
		a. 重度身体障 害者	b. 重度身体 障害者であ る短時間勤 務職員	c. 重度以 外の身体障 害者	d. 重度以外 の身体障害 者である短時 間勤務職員	e. 計 a×2+b+c +d×0.5	f. うち新規 雇用分	a. 重度知的障 害者	b. 重度知的 障害者であ る短時間勤 務職員	c. 重度以 外の知的障 害者	d. 重度以外 の知的障害者 である短時間 勤務職員	e. 計 a×2+b+c +d×0.5	f. うち新規 雇用分	c. 精神障害 者	d. 精神障害 者である短 時間勤務職 員	e. 計 c+d×0.5	f. うち新規 雇用分
計	人 106.5 (99.5)	人 24 (21)	人 0 (0)	人 56 (56)	人 1 (1)	人 104.5 (98.5)	人 0.0 (2.5)	人 0 (0)	人 0 (0)	人 0 (0)	人 0 (0)	人 0.0 (0.0)	人 0.0 (0.0)	人 2 (1)	人 0 (0)	人 2.0 (1.0)	人 0.0 (0.0)

〔2(1)①表の注〕

- 注 1 ②欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数（旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数）を除いた職員数である。
- 2 ③E欄の「計」は、身体障害者数、知的障害者数及び精神障害者数の計であり、短時間勤務職員以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については、法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントを行い（短時間勤務職員である重度身体障害者及び知的障害者については、1人を1カウントとする）、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間障害者については、法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントを行っている。
- 3 ③A欄及びC欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の職員であり、③B欄及びD欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の職員である。
- 4 ③F欄の「うち新規雇用分」は、平成29年6月2日から平成30年6月1日までの1年間に新規に雇い入れられた障害者数である。
- 5 ()内は平成29年6月1日現在の数値である。（法定雇用率2. 3%）
なお、精神障害者は平成18年4月1日から実雇用率に算定されており、平成30年度から雇用義務化となった。

〔2(1)②表の注〕

- 注1 ①欄の「障害者の数」とは②③④のe欄の計である。
- 2 ②③a欄の重度障害者については法律上、1人を2人に相当するものとしており、e欄の計を算出するに当たりダブルカウントとしている。
- 3 ②③④d欄の重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者については法律上、1人を0.5人に相当するものとしており、e欄を算出するに当たり0.5カウントとしている。
- 4 ②③のa.c欄及び④のc欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の職員であり、②③のb欄及び④のd欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の職員である。
- 5 ②③④f欄の「うち新規雇用分」は、平成29年6月2日から平成30年6月1日までの1年間に新規に雇い入れられた障害者数である。
- 6 ()内は平成29年6月1日現在の数値である。（法定雇用率2. 3%）
なお、精神障害者は平成18年4月1日から実雇用率に算定されており、平成30年度から雇用義務化となった。

(2) 市町村の機関（法定雇用率2.5%）

① 概況

	① 機関数	② 法定雇用障害 者数の算定の 基礎となる職員 数	③ 障害者の数						④ 実雇用率 E÷②× 100	⑤ 法定雇用 率達成機 関の数	⑥ 法定雇用率 達成機関の 割合
			A.重度身体 障害者及び 重度知的障 害者	B.重度身体 障害者及び 重度知的障 害者である短 時間勤務職 員	C. 重度以外 の身体障害 者、知的障害 者及び精神 障害者	D.重度以外 身体障害者 及び知的障 害者並びに 精神障害者 である短時間 勤務職員	E. 計 A×2+B+ C+D×0.5	F. うち新 規雇用分			
計	機関 32	人 8,508.0	人 50	人 7	人 87	人 5	人 196.5	人 21.5	% 2.31	機関 21	% 65.6
	(31)	(8,556.5)	(47)	(3)	(83)	(3)	(181.5)	(17.0)	(2.12)	(21)	(67.7)

注 2(1)①の表と同じ 平成29年度法定雇用率は2.3%

② 障害種別在職状況

区分	① 障害者の数	②身体障害者の数						③知的障害者の数						④精神障害者の数			
		a.重度身体障 害者	b. 重度身体 障害者である 短時間勤務職 員	c. 重度以外 の身体障害 者	d. 重度以外 の身体障害者 である短時間 勤務職員	e. 計 a×2+b+c+d ×0.5	f. うち新規雇 用分	a.重度知的障 害者	b. 重度知的 障害者である 短時間勤務職 員	c. 重度以外 の知的障害者	d. 重度以外 の知的障害者 である短時間 勤務職員	e. 計 a×2+b+c+d ×0.5	f. うち新規 雇用分	c.精神障害 者	d. 精神障害 者である短時 間勤務職員	e. 計 c+d×0.5	f. うち新規 雇用分
計	人 196.5	人 50	人 7	人 65	人 4	人 174.0	人 17.5	人 0	人 0	人 8	人 0	人 8.0	人 2.0	人 14	人 1	人 14.5	人 2.0
	(181.5)	(47)	(3)	(65)	(2)	(163.0)	(16.0)	(0)	(0)	(5)	(0)	(5.0)	(1.0)	(13)	(1)	(13.5)	(0.0)

注 2(1)②の表と同じ 平成29年度法定雇用率は2.3%

※ 各表の数値の下欄は平成29年6月1日時点の数値であるが、平成30年4月に制度改正（法定雇用率の引き上げ等）があったため、本年と前年の数値を単純に比較することは適当ではない状況である。

(3) 県等の教育委員会（法定雇用率2.4％）

① 概況

区分	① 機関数	② 法定雇用障害 者数の算定の 基礎となる職 員数	③ 障害者の数							④ 実雇用率 E÷②× 100	⑤ 法定雇用 率達成機 関の数	⑥ 法定雇用率 達成機関の 割合
			A.重度身 体障害者 及び重度 知的障害 者	B.重度身体 障害者及び 重度知的障 害者である 短時間勤務 職員	C. 重度以 外の身体障 害者、知的 障害者及び 精神障害者	D.重度以外 身体障害者 及び知的障 害者並びに 精神障害者 である短時 間勤務職員	D1精神障害 者である短時 間勤務職員 [注意]6-2 に該当する職 員	E. 計 A×2+B+ C+D×0.5	F. うち新 規雇用分			
計	機関 2	人 5,424.5	人 37	人 2	人 36	人 10	人 2	人 119.0	人 14.0	% 2.19	機関 1	% 50.0
	(2)	(5,502.5)	(34)	(4)	(36)	(17)	(0)	(114.5)	(14.0)	(2.08)	(1)	(50.0)

注 2(1)①の表と同じ 平成29年度までは、法定雇用率2.2％

② 障害種別在職状況

区分	① 障害者の数	②身体障害者の数						③知的障害者の数						④精神障害者の数				
		a.重度身体障 害者	b. 重度身 体障害者 である短時 間勤務職員	c. 重度以 外の身体 障害者	d. 重度以外 の身体障害者 である短時間 勤務職員	e. 計 a×2+b+c +d×0.5	f. うち新規 雇用分	a.重度知的 障害者	b. 重度知 的障害者 である短時 間勤務職員	c. 重度以 外の知的障 害者	d. 重度以外 の知的障害者 である短時間 勤務職員	e. 計 a×2+b+c +d×0.5	f. うち新規 雇用分	c.精神障 害者	d. 精神障 害者である 短時間勤務 職員	d1. 精神短 時間勤務職 員[注意]6 -2に該当 する職員	e. 計 c+d1+d ×0.5	f. うち新規 雇用分
計	人 119.0	人 37	人 2	人 29	人 2	人 106.0	人 2.0	人 0	人 0	人 2	人 8	人 6.0	人 4.0	人 5	人 0	人 2	人 7.0	人 0.0
	(120.0)	(34)	(2)	(32)	(4)	(104.0)	(11.5)	(0)	(0)	(1)	(6)	(4.0)	(1.0)	(3)	(7)	(0)	(6.5)	(1.5)

注 2(1)②の表と同じ 平成29年度までは、法定雇用率2.2％

[注意]d1は、精神障害者である短時間勤務職員に関する特例該当者(①平成27年6月2日以降に採用された方②平成27年6月2日以前に採用された方で、同日以降に精神保健福祉手帳を交付された方)

(4) 独立行政法人（法定雇用率2.5%）

① 概況

	① 機関数	② 法定雇用障害 者数の算定の 基礎となる職 員数	③ 障害者の数						④ 実雇用率 E÷②× 100	⑤ 法定雇用 率達成機 関の数	⑥ 法定雇用 率達成機 関の割合
			A.重度身 体障害者 及び重度 知的障害 者	B.重度身体 障害者及び 重度知的障 害者である 短時間勤務 職員	C. 重度以 外の身体障 害者、知的 障害者及び 精神障害者	D.重度以外 身体障害者 及び知的障 害者並びに 精神障害者 である短時 間勤務職員	E. 計 A×2+B+ C+D×0.5	F. うち新規 雇用分			
計	機関 3	人 2,973.0	人 16	人 0	人 45	人 0	人 77.0	人 16.0	% 2.59	機関 3	% 100.0
	(3)	(3,002.0)	(14)	(0)	(43)	(0)	(71.0)	(14.0)	(2.37)	(3)	(100.0)

注 1(1)①の表と同じ

② 障害種別在職状況

区分	① 障害者の数	②身体障害者の数						③知的障害者の数						④精神障害者の数			
		a.重度身体障 害者	b. 重度身体 障害者であ る短時間勤 務職員	c. 重度以 外の身体障 害者	d. 重度以 外の身体 障害者で ある短時間 勤務職員	e. 計 a×2+b+c +d×0.5	f. うち新規 雇用分	a.重度知的障 害者	b. 重度知的 障害者であ る短時間勤 務職員	c. 重度以 外の知的障 害者	d. 重度以 外の知的 障害者で ある短時間 勤務職員	e. 計 a×2+b+c +d×0.5	f. うち新規 雇用分	c.精神障 害者	d. 精神障 害者である 短時間勤務 職員	e. 計 c+d×0.5	f. うち新規 雇用分
計	人 77.0	人 14	人 0	人 8	人 0	人 36.0	人 4.0	人 2	人 0	人 29	人 0	人 33.0	人 11.0	人 8	人 0	人 8.0	人 1.0
	(71.0)	(13)	(0)	(11)	(0)	(37.0)	(4.0)	(1)	(0)	(24)	(0)	(26.0)	(8.0)	(8)	(0)	(8.0)	(2.0)

注 1(1)②の表と同じ

3 公的機関等の各機関の状況

(1) 県の機関の状況

県知事部局の状況（法定雇用率2.5％）

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 不足数	備考
合 計	2,882.0	80.0	2.78	0.0	
徳島県	2,882.0	80.0	2.78	0.0	

その他の県の機関の状況（法定雇用率2.5％）

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 不足数	備考
合 計	894.5	26.5	2.96	0.0	
徳島県企業局	116.0	3.0	2.59	0.0	
徳島県病院局	414.0	13.0	3.14	0.0	
徳島県警察本部	364.5	10.5	2.88	0.0	

- 注 1 ①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数（旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数）を除いた職員数である。
- 2 ②欄の「障害者の数」とは、身体障害者数、知的障害者数及び精神障害者数の計であり、短時間勤務職員以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については、法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントを行い（短時間勤務職員である重度身体障害者及び重度知的職員については、1人を1カウントとする）、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間障害者については、法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントを行っている。
- 3 ④欄の「不足数」とは、①欄の職員数に法定雇用率を乗じて得た数（1未満の端数切り捨て）から②欄の障害者の数を減じて得た数であり、これが0.0となることをもって法定雇用率達成となる。
したがって、実雇用率が法定雇用率を下回っていても、不足数が0.0となることがあり、この場合、法定雇用率達成となる。

(2) 市町村の機関の状況（法定雇用率2.5%）

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 不足数	備考
合 計	8,508.0	196.5	2.31	22.5	
徳島市	1,589.0	39.0	2.45	0.0	
水道局	143.0	4.0	2.80	0.0	
交通局	－	－	－	－	注5
病院局	200.5	1.5	0.75	3.5	
鳴門市	736.5	14.0	1.90	4.0	注4
小松島市	483.0	9.0	1.86	3.0	注4
阿南市	815.0	15.0	1.84	5.0	
吉野川市	431.5	10.0	2.32	0.0	注4
阿波市	386.0	10.0	2.59	0.0	注4
美馬市	339.0	8.5	2.51	0.0	注4
三好市	398.0	8.0	2.01	1.0	
勝浦町	135.0	3.0	2.22	0.0	
上勝町	82.0	1.0	1.22	1.0	
石井町	158.5	3.5	2.21	0.0	
神山町	92.0	3.0	3.26	0.0	
佐那河内村	54.0	2.0	3.70	0.0	注4
那賀町	289.5	6.5	2.25	0.5	
牟岐町	64.0	0.0	0.00	1.0	
美波町	145.0	4.0	2.76	0.0	注4
海陽町	157.0	5.0	3.18	0.0	
松茂町	123.0	3.0	2.44	0.0	
北島町	166.0	4.0	2.41	0.0	
藍住町	146.0	9.0	6.16	0.0	
板野町	142.0	4.0	2.82	0.0	
上板町	139.0	3.0	2.16	0.0	
つるぎ町	339.0	7.0	2.06	1.0	
東みよし町	125.0	7.0	5.60	0.0	
阿南市教委	356.5	6.5	1.82	1.5	
三好市教委	48.0	1.0	2.08	0.0	
石井町教委	42.0	0.0	0.00	1.0	
松茂町教委	71.5	2.0	2.80	0.0	
北島町教委	57.0	1.0	1.75	0.0	
海陽町教委	54.5	2.0	3.67	0.0	

- 注 1 ①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数(旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数)を除いた職員数である。
- 2 ②欄の「障害者の数」とは、身体障害者数、知的障害者数及び精神障害者数の計であり、短時間勤務職員以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については、法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントを行い(短時間勤務職員である重度身体障害者及び知的障害者については、1人を1カウントとする)、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間障害者については、法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントを行っている。
- 3 ④欄の「不足数」とは、①欄の職員数に法定雇用率を乗じて得た数(1未満の端数切り捨て)から②欄の障害者の数を減じて得た数であり、これが0.0となることをもって法定雇用率達成となる。
したがって、実雇用率が法定雇用率を下回っていても、不足数が0.0となることがあり、この場合、法定雇用率達成となる。
- 4 これらの機関においては、特例認定を受けている。
特例認定とは、地方公共団体の機関(A)及び当該A機関と人的関係が緊密である等の機関(B)の申請に基づき、厚生労働大臣の認定を受けた場合に、当該B機関に勤務する職員を当該A機関に勤務する職員とみなすものである。
- 5 徳島市交通局は、労働者数が40人未満であり、障害者の雇用の促進等に関する法律第43条に基づく障害者の雇用義務が発生していない。

(3) 県等の教育委員会の状況

県教育委員会の状況（法定雇用率2.4％）

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 不足数	備考
合 計	4,930.5	107.0	2.17	11.0	
徳島県教育委員会	4,930.5	107.0	2.17	11.0	

市町村教育委員会の状況（法定雇用率2.4％）

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 不足数	備考
合 計	494.0	12.0	2.43	0.0	
徳島市教育委員会	494.0	12.0	2.43	0.0	

注 1 ①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数(旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数)を除いた職員数である。

2 ②欄の「障害者の数」とは、身体障害者数、知的障害者数及び精神障害者数の計であり、短時間勤務職員以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については、法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントを行い(短時間勤務職員である重度身体障害者及び知的障害者については、1人を1カウントとする)、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間障害者については、法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントを行っている。

3 ④欄の「不足数」とは、①欄の職員数に法定雇用率を乗じて得た数(1未満の端数切り捨て)から②欄の障害者の数を減じて得た数であり、これが0.0となることをもって法定雇用率達成となる。

したがって、実雇用率が法定雇用率を下回っていても、不足数が0.0となることがあり、この場合、法定雇用率達成となる。

(4) 独立行政法人の状況

法定雇用率 2.5 %

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 不足数	備考
合 計	2,973.0	77.0	2.59	0.0	
国立大学法人 徳島大学	2,339.0	60.0	2.57	0.0	1 機関
国立大学法人 鳴門教育大学	263.0	8.0	3.04	0.0	1 機関
地方独立行政法人 徳島県鳴門病院	371.0	9.0	2.43	0.0	1 機関

注 1 ①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外率相当職員数を除いた職員数である。

2 ②欄の「障害者の数」とは、身体障害者数、知的障害者数及び精神障害者数の計であり、短時間勤務職員以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については、法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントを行い(短時間勤務職員である重度身体障害者及び知的障害者については、1人を1カウントとする)、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間障害者については、法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントを行っている。

3 ④欄の「不足数」とは、①欄の職員数に法定雇用率を乗じて得た数(1未満の端数切り捨て)から②欄の障害者の数を減じて得た数であり、これが0.0となることをもって法定雇用率達成となる。
したがって、実雇用率が法定雇用率を下回っていても、不足数が0.0となることがあり、この場合、法定雇用率達成となる。